その他の主要エネルギー消費設備	未利用エネルギー活用設備	1．ゴミ焼却排熱利用システム 2．都市排熱（超高圧地中送配電線、変電所、変圧器、地下鉄、中・下水の排熱）利用システム 3．自然温度差エネルギー（河川水、海水、地下水等）利用システム 4．排熱利用吸収冷凍機 5．廃棄物燃料（ＲＤＦ）ボイラー

○経済産業省告示第六十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十六号（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

別表第６を次のように改める。

別表第６　ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
１Ａ	高炉による製鉄業（高炉により銑鉄を製造し、製品を製造する事業）	高炉による鉄鋼業におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値	0.531kl／ｔ以下
１Ｂ	電炉による普通鋼製造業（電気炉により銑鉄を製造し、圧延鋼材を製造する事業（高炉による製鉄業を除く））	①と②の合計量 ①　電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値 ②　鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する過程におけるエネルギー使用量を圧延量にて除した値	0.143kl／ｔ以下
１Ｃ	電炉による特殊鋼製造業（電気炉により銑鉄を製造し、特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品）を製造する事業（高炉による製鉄業を除く））	①と②の合計量 ①　電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値 ②　鋼片から特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品）を製造する過程におけるエネルギー使用量を出荷量（販売量）にて除した値	0.36kl／ｔ以下
２	電力供給業（電気事業法第２条第１項第１号に定める一般電気事業又は同項第３号に定める卸電気事業のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律第２条第１項の電気を供給する事業）	当該事業を行っている工場の火力発電設備（低稼働のもの等を除く。）における定格出力の性能試験により得られた発電端熱効率を定格出力の設計効率で除した値を各工場の定格出力によって加重平均した値（熱効率標準化指標） 当該事業を行っている工場の火力発電設備における発電端電力量の合計値を、その合計値を発生させるのに要した燃料の保有発熱量（高位発熱量）で除した値（火力発電熱効率）	熱効率標準化指標において100.3％以上
３	セメント製造業（ポルトランドセメント（ＪＩＳ　Ｒ　5210）、高炉セメント（ＪＩＳ　Ｒ　5211）、シリカセメント（ＪＩＳ　Ｒ　5212）、フライアッシュセメント（ＪＩＳ　Ｒ　5213）を製造する事業）	①から④の合計量 ①　原料工程におけるエネルギー使用量を原料部生産量にて除した値 ②　焼成工程におけるエネルギー使用量を焼成部生産量にて除した値 ③　仕上げ工程におけるエネルギー使用量を仕上げ部生産量にて除した値 ④　出荷工程等におけるエネルギー使用量を出荷量にて除した値	3891ＭＪ／ｔ以下
４Ａ	洋紙製造業（主として木材パルプ、古紙その他の繊維から洋紙（印刷用紙（塗工印刷用紙及び微塗工印刷用紙を含み、薄葉印刷用紙を除く）、情報用紙、包装用紙及び新聞用紙）を製造する事業（雑種紙等の特殊紙及び衛生用紙を製造する事業を除く））	洋紙製造工程におけるエネルギー使用量を洋紙生産量にて除した値	8532ＭＪ／ｔ以下
４Ｂ	板紙製造業（主として木材パルプ、古紙その他の繊維から板紙（段ボール原紙（ライナー及び中しん紙）及び紙器用板紙（白板紙、黄板紙、色板紙及びチップボールを含む））を製造する事業（建材原紙、電気絶縁紙、食品用原紙その他の特殊紙を製造する事業を除く））	板紙製造工程におけるエネルギー使用量を板紙生産量にて除した値	4944ＭＪ／ｔ以下
５	石油精製業（石油の備蓄の確保等に関する法律第２条第５項に定める石油精製業）	石油精製工程におけるエネルギー使用量を、当該工程に含まれる装置ごとの通油量に当該装置ごとの世界平均等を踏まえて適切であると認められる係数を乗じた値の総和として得られる標準エネルギー使用量にて除した値	0.876以下
６Ａ	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）	エチレン等製造設備におけるエネルギー使用量をエチレン等の生産量（エチレンの生産量、プロピレンの生産量、ブタン―ブテン留分中のブタジエンの含有量及び分解ガソリン中のベンゼンの含有量の和）にて除した値	11.9ＧＪ／ｔ以下
６Ｂ	ソーダ工業	①と②の合計量 ①　電解工程におけるエネルギー使用量を電解槽払出カセイソーダ重量にて除した値 ②　濃縮工程における蒸気使用熱量を液体カセイソーダ重量にて除した値	3.45ＧＪ／ｔ以下

○経済産業省告示第七十号

経済産業省企業活動基本調査規則（平成四年通商産業省令第五十六号）第七条第二項の規定に基づき、企業活動基本調査票の様式を次のように定める。

なお、平成二十年経済産業省告示第四十二号（経済産業省企業活動基本調査規則に基づき企業活動基本調査票の様式を定める件）は廃止する。

平成二十二年三月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆